



# 佐賀県公報

平成18年  
3月31日  
(金曜日)  
号外第6号

## 目次

### 規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県職員研修所設置規則の一部を改正する規則 (三四・統 括 本 部) 二
- ◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (三五・消 防 防 災 課) 二
- ◎佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部を改正する規則 (三六・男 女 共 同 参 画 課) 三

- ◎佐賀県解放会館条例施行規則の一部を改正する規則 (三七・人 権 ・ 同 和 対 策 課) 五
- ◎佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則の一部を改正する規 則 (三八・私 学 文 化 課) 七
- ◎佐賀県観光施設条例施行規則の一部を改正する規則 (三九・環 境 課) 九
- ◎佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (四〇・医 務 課) 二

- ◎佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則 (四一・農 林 水 産 商 工 本 部) 二
- ◎佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正す る規則 (四二・ " ) 二
- ◎佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則 (四三・商 工 課) 二七

- ◎佐賀県通訳案内業法施行細則を廃止する規則 (四四・観 光 課) 二七
- ◎佐賀県厚生年金住宅貸付規則を廃止する規則 (四五・労 働 課) 二八
- ◎佐賀県中小企業労働相談所規則の一部を改正する規則 (四六・ " ) 二八

### 公布された規則のあらまし

- ◎佐賀県職員研修所設置規則の一部を改正する規則(規則第三四号)

1 職員研修所の名称を自治修習所に改めるため、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第三五号)

1 佐賀県職員給与条例に規定する給料表の級構成の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表第二関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三六号)

1 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第九条及び様式関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県解放会館条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三七号)

1 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第七条及び様式関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三八号)

1 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第九条及び様式関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県観光施設条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三九号)

1 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。(第七条及び様式関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四〇号)

1 大学院生修学資金の対象者となる者に産科学に関する領域を主として研究する者を、研修資金の対象となる研修に産科に関する研修を加えることとした。(第六条関係)

2 修学資金の返還猶予の対象となる医療機関に医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する病院の産科を加えることとした。(第九条関係)

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第四一号)

1 事務所に課長を置くとともに、課長は所長が専決することができる事務のうち所長が定めるものを専決することができることとした。(第三条及び第六条関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四二号)

1 新たな工鉱業上の試験項目に係る手数料及び使用料の額を定めるとともに、手数料及び使用料の額を改定することとした。(第二条関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則(規則第四三号)

1 高等学校卒業程度認定試験の制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第一五条関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を設けることとした。

○佐賀県通訳案内業法施行細則を廃止する規則(規則第四四号)

1 佐賀県通訳案内業法施行細則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県厚生年金住宅貸付規則を廃止する規則(規則第四五号)

1 佐賀県厚生年金住宅貸付規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県中小企業労働相談所規則の一部を改正する規則(規則第四六号)

1 労政事務所の廃止に伴い、労政事務所に設置する相談所を廃止することとした。(第二条関係)

2 相談所における相談の種類及び内容を改めることとした。(第六条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県職員研修所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十四号

佐賀県職員研修所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県職員研修所設置規則(昭和五十四年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県自治修習所設置規則

第一条中「職員研修所」を「自治修習所」に、「研修所」を「修習所」に改める。

第二条、第三条、第五条、第六条及び第十二条中「研修所」を「修習所」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

## ◎佐賀県規則第三十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成三年佐賀県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の実費弁償の額の旅費の欄中「4級」を「3級」に、「2級」を「1級」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

## ◎佐賀県規則第三十六号

佐賀県立女性センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立女性センター設置条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第百一号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（利用料金の承認申請）

第九条 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を知事に提出しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

様式（第9条関係）

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地

名 称

代表者

印

佐賀県立女性センター設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 センターの維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 実施予定年月日

## 附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県解放会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県規則第三十七号

佐賀県解放会館条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県解放会館条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第四条第一項中「第五条第四項」を「第三条第四項」に改める。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（利用料金の承認申請）

**第七条** 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を知事に提出しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

様式（第7条関係）

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地

名 称

代表者

印

佐賀県解放会館条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 会館の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 実施予定年月日

## 附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

## ◎佐賀県規則第三十八号

佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（利用料金の承認申請）

**第九条** 指定管理者は、条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を知事に提出しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

様式（第9条関係）

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地

名 称

代表者

印

佐賀県立生涯学習センター設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 センターの維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 実施予定年月日



## 附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県観光施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県規則第三十九号

佐賀県観光施設条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県観光施設条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（利用料金の承認申請）

**第七条** 指定管理者は、条例第五条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を知事に提出しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

様式（第7条関係）

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地

名 称

代表者

印

佐賀県観光施設条例第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 施設の名称
- 2 申請する利用料金の金額
- 3 維持管理に必要な費用
- 4 施設の利用予定者数
- 5 実施予定年月日

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「小児科学」の下に「又は産科学」を加え、同条第二項中「小児科」の下に「又は産科」を加える。

第九条第一項第一号中「小児科」の下に「若しくは産科」を加え、同条第二項第一号中「小児科」の下に「又は産科」を加える。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十一号

佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県大阪事務所管理規則(昭和五十七年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び副所長」を「副所長及び課長」に改める。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県工業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十二号

佐賀県工業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工業試験手数料及び使用料条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の手数料の表の第一号から第七号までを次のように改める。

一 理化学試験	一件	
イ 定性分析 (工業関係)		
(1) エックス線回折		四、四〇〇円
(2) プラズマ発光分析		三、七八〇円
(3) 蛍光エックス線分析		六、一八〇円
(4) 赤外分光分析		六、五三〇円
(5) その他の定性分析 (窯業関係)		五、六六〇円
(1) エックス線回折		三、三六〇円
(2) 蛍光エックス線分析		四、〇一〇円
(3) 高温エックス線回折		九、六九〇円
(4) エックス線電子分光分析		六、五三〇円
(5) プラズマ発光分析		五、一一〇円
ロ 定量分析 (工業関係)		







第二条の使用料の表の設備機械等の使用の号を次のように改める。

設備機械等の使用  
イ 試験用の設備機械器具  
(工業関係)

(1) 邦文	一枚	三四〇円
(2) 英文	一枚	三九〇円

(1) 硬度試験機	一時間	一、〇八〇円
(2) 万能投影機	〃	七二〇円
(3) 真円度測定機	〃	一、一五〇円
(4) 万能工具顕微鏡	〃	一、七二〇円
(5) 万能材料試験機	〃	一、二一〇円
(6) 赤外分光分析装置	〃	二、三六〇円
(7) 精密三次元測定機	〃	六、八三〇円
(8) 水準器	〃	六八〇円
(9) マイクロメーター	〃	六八〇円
(ア) 三〇〇ミリメートル未満のもの	〃	六八〇円
(イ) 三〇〇ミリメートル以上六〇〇ミリメートル未満のもの	〃	六八〇円
(ウ) 六〇〇ミリメートル以上のもの	〃	六九〇円
(エ) 長尺ノギス	一日	七〇〇円
(ロ) デザインコンピュータ	一時間	七七〇円
(ハ) カラーコピー出力機	一件	七四〇円
(ニ) 表面粗さ輪郭形状測定機	一時間	二、一〇〇円
(ホ) 蛍光エックス線分析装置	〃	七四〇円
(ヘ) CAE(コンピュータによる構造解析システムをいう。)	〃	二、三九〇円
(ト) 三次元	〃	二、二〇〇円
(チ) 一般構造解析	〃	二、二〇〇円
(リ) 疲労解析	〃	二、六〇〇円
(ニ) 樹脂流動解析	〃	六、一〇〇円
(ホ) 材料データベース	〃	四、五〇〇円
(ロ) デジタルオシロスコピー	〃	〇、八〇〇円
(ヘ) パラメータアナライザ	〃	二、四〇〇円
(ニ) インピーダンス測定装置	〃	四、〇〇〇円
(ロ) オートグラフ材料試験機	〃	六、七〇〇円

(19) 超精密旋盤	一件	四、七八〇円
(20) 酸素分析装置	〃	一、七〇〇円
(21) シートマシン	〃	九七〇円
(22) 流動電位測定装置	一時間	一、五七〇円
(23) 筋機能測定評価装置	〃	一、三九〇円
(24) 動作分析システム	〃	一、九八〇円
(25) 計装型シャルピー衝撃試験機	〃	三、一六〇円
(26) 自動微小硬さ試験システム	〃	一、四六〇円
(27) レーザー顕微鏡	〃	三、九一〇円
(28) 小径内径測定装置	〃	一、二四〇円
(29) グロー放電発光分光分析装置	〃	三、七六〇円
(30) 光機能測定装置	〃	三、二七〇円
(31) 炭化賦活装置	〃	七九〇円
(32) 細胞数計測装置	〃	八四〇円
(33) 糖時計(デジタル屈折計)	〃	八三〇円
(34) クロマトグラフィ	〃	一、〇一〇円
(35) 熱変形温度試験機	〃	九九〇円
(36) マルトインデックス	〃	九三〇円
(37) タンパク質分離回収システム	〃	九四〇円
(38) 油圧式自動埋込装置	〃	一、〇四〇円
(39) マイクロワイヤーボンダー	〃	九七〇円
(40) 比表面積・細孔分布測定調査	〃	一、〇四〇円
(41) 高温型示差走査熱量計	〃	一、二〇〇円
(42) イオンアナリシス分析システム	〃	一、二六〇円
(43) リソグラフィ装置	〃	一、七一〇円
(44) 熱定数測定装置	〃	二、二二〇円
(45) 電極形成装置	〃	二、二二〇円
(46) 曲率半径測定システム	〃	二、一四〇円
(47) 三次元表面構造解析顕微鏡	〃	二、四九〇円
(48) 微小領域X線解析装置	〃	三、〇四〇円
(49) X線透過画像解析装置	〃	三、二一〇円
(50) プラズマクリーナー	〃	一、二五〇円
(51) 蒸着装置	〃	一、〇六〇円
(52) 誘導結合プラズマ発光分析装置	〃	三、〇二〇円
(53) 三次元デジタルイメージングシステム	〃	一、二三〇円
(54) 非線形構造解析システム	〃	一、四二〇円

(写真一枚撮影することに二六〇円を加算する。)





(ア)	圧力鑄込装置	一、二七〇円
(イ)	パッド印刷機	一、三三〇円
(ロ)	サンドブラスタ	一、〇四〇円
(ハ)	攪拌機	二八〇円
(ニ)	ロクロ	一四〇円
(ホ)	アクアマイザー	四四〇円
(ヘ)	メカノフュージョン	四七〇円
(ニ)	パネルソー	七一〇円
(ヒ)	高速遠心分離器	五三〇円
(フ)	ハンマークラッシャー	三八〇円
(ヘ)	強制練りミキサー	四六〇円
(2)	窯業炉	
(ア)	電気炉（二〇キロワット以下）	二五〇円
(イ)	電気炉（二一キロワット以上）	五〇〇円
(ウ)	ケラマックス炉	一、〇三〇円
(3)	窯業研削機	
(ア)	ボール盤	三五〇円
(イ)	フライス盤（小）	二二〇円
(ウ)	フライス盤（大）	五九〇円
(ウ)	超音波加工機	九八〇円
(ウ)	鏡面研磨機	八三〇円
(カ)	バフ研磨機	二、七七〇円
(カ)	面取加工機	七六〇円
(ケ)	プレス成形機	六九〇円
(ケ)	平面研削機	八五〇円
(コ)	万能研削機	七七〇円
(サ)	ドクターカッター	四七〇円
(シ)	ダイヤモンドカッター	二、〇三〇円
(ス)	熱画像計測装置	二、三七〇円

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第四十三号

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立有田窯業大学校管理規則（昭和六十年佐賀県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号を次のように改める。

三 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者については、この規則による改正後の佐賀県立有田窯業大学校管理規則第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第三号に該当する者とみなす。

佐賀県通訳案内業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第四十四号

佐賀県通訳案内業法施行細則を廃止する規則

佐賀県通訳案内業法施行細則（昭和二十四年佐賀県規則第五十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県厚生年金住宅貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十五号

佐賀県厚生年金住宅貸付規則を廃止する規則

佐賀県厚生年金住宅貸付規則(昭和四十三年佐賀県規則第五十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県中小企業労働相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十六号

佐賀県中小企業労働相談所規則の一部を改正する規則

佐賀県中小企業労働相談所規則(昭和三十一年佐賀県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「適正な指導と啓蒙を与えて」を「及び助言を行うことにより」に改め、「及び労政事務所」を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「ついでに」を「ついで」に、「窓口であつて、直接その相談に当ると共に必要に」を「とともに、相談者の希望に」に改め、「および紹介」を削る。

第五条の見出しを「(相談員等)」に改め、同条第二項中「中央中小企業労働相談所にあつては労働課長、その他の相談所にあつては労政事務所長が兼ねる」を「労働課長をもつて充てる」に改め、同条第三項中「及び労政事務所並びに

関係諸機関の職員中、「を」の職員で」に、「ものを」を「ものの中から」に、「命じ又は委嘱する」を「任命する」に改め、同条第四項中「ものの中から相談員を」を「ものを相談員に」に改める。

第五条の二を削る。

第六条を次のように改める。

(相談の種類)

第六条 相談所における相談の種類及びその内容は、次のとおりとする。

一 常時相談 常設の相談窓口において実施するものをいう。

二 巡回相談 前項の相談窓口以外の場所において、巡回により定期的に実施するものをいう。

三 緊急相談 前二号以外の場合において緊急に行う必要があるときに、相談者が希望する場所において実施するものをいう。

四 特別相談 高度な専門的知識を有する者の助言を要する相談に対し、その者の助言を得て実施するものをいう。

第八条を次のように改める。

(記録)

第八条 相談員は、相談内容及びその処理経過を相談簿(様式)に記録しなければならない。

第九条を削る。

様式第二号から様式第三号の二までを削り、様式第一号を次のように改め、同様式を様式とする。

様式第二号から様式第三号の二までを削り、様式第一号を次のように改め、同様式を様式とする。

同様式を様式とする。

同様式を様式とする。

同様式を様式とする。

同様式を様式とする。

## 様式(第8条関係)

## 労働相談簿

			受付番号	
相談年月日	年 月 日	対応者		
相談者名		電話		
事業所名		所在地	市・町	
相談方法				
相談区分				
労使の別				
産業区分				
事業所規模 (従業員数)				
相談内容				
処理経過				

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷